

第2部

海洋における法の支配と海洋秩序の維持

第5章 南シナ海仲裁事件仲裁判断と南シナ海に関する紛争

河野 真理子

序

南シナ海仲裁事件では、国連海洋法条約附属書 VII によって組織される仲裁裁判所に、フィリピンが中国を相手とする紛争を付託した。南シナ海における紛争には多数の国家が関わっているが、その中で、フィリピンは中国を相手とする2国間の紛争を仲裁裁判に付託するという決断を行った。本件の仲裁裁判とその後の経緯は、紛争の最終的解決過程における義務的国際裁判の意義と問題点を示すものとなっているように思われる。本稿は3つの部分に分かれる。最初に、義務的国際裁判手続の発展の経緯を簡潔に説明し、その後、南シナ海仲裁事件の2015年10月29日の仲裁判断（以下、2015年判断）¹と2016年7月12日の仲裁判断（以下、2016年判断）²の概要をまとめる。そして、最後に、国際裁判所の裁判が国際紛争の最終的解決に貢献した先例に触れつつ、南シナ海仲裁事件の仲裁判断の意義を考察する。

1. 国際社会における義務的裁判手続と南シナ海仲裁事件

(1) 国際紛争の平和的解決手段としての国際裁判所の発展

国際裁判は、その判断に法的拘束力があるため、第三者機関による紛争解決手続の中でも最も重要な手段の一つであるといえる。国際社会は、19世紀末から国際紛争の平和的解決手続としての国際裁判制度の発展のための努力を行ってきた。当初は、その努力は主権国家が戦争を行う権利の制限と密接に関連していた。しかし、国連憲章第2条4項による武力による威嚇と武力行使の禁止

¹ *The South China Sea Arbitration (The Republic of the Philippines v. the People's Republic of China)*, PCA Case 2013-19, Award on Jurisdiction and Admissibility, 29 October 2015.

² *The South China Sea Arbitration (The Republic of the Philippines v. the People's Republic of China)*, PCA Case 2013-19, Award on Jurisdiction and Admissibility, 12 July 2016.

以降、国際裁判は、主権国家による力を用いた一方的行動や強力を用いた手段による一方的な現状の変更の規律や防止のために重要な役割を果たすこととなった。国際裁判制度の発展のための努力の中で、その義務的管轄権の強化は常に重要かつ不可欠な論点となってきている。

(2) 国連の主唱による海洋法の発展

国連海洋法条約は海洋法に関する包括的な規則を規定し、慣習国際法の明確化と新たな条約上の規則や制度の創設に貢献している。この条約の下での諸規定や諸制度の主要な特色として、国際協力、及び他国の権利及び利益への妥当な配慮が様々な文脈で求められていることをあげることができる。

(3) 国連海洋法条約第 15 部の下での紛争の平和的解決制度

国連海洋法条約は多岐にわたる分野を規律する規則や制度を設けており、微妙な妥協の結果採択された文言を含む規定や、1970年代の科学的及び技術的知見や事情に基づいて作成された規定が多くみられる。したがって、それらの諸規定や制度を現在の国際社会の状況の具体的な事案に適用する場合、様々解釈が可能であったり、文言の意味に曖昧さが残ったりする場合が生じ、国連海洋法条約の解釈又は適用に関する紛争となりうるのである。この条約の起草者達はこうした事態を予測し、実効的な紛争解決制度を構築することが必要であることを十分に認識していた。

第 15 部に規定される義務的紛争解決制度は、有効な紛争解決手続の必要性の認識に基づいている。第 2 節では、全ての条約当事国は、第 287 条に従って、自国が選択する裁判所を示す宣言や第 298 条に規定される選択的除外に関する宣言を行うことができるものの、少なくとも附属書 VII によって組織される仲裁裁判所の義務的管轄権を認めたことになる仕組みが構築されている。

2. 南シナ海仲裁事件の管轄権と受理可能性に関する判断の主要な論点

(1) 第15部の下での義務的裁判に紛争を付託するための条件

第286条と第288条は、第287条に規定される国際裁判所の義務的管轄権に国際紛争を付託するための3つの条件を定めている。第一に、国連海洋法条約の解釈又は適用に関する紛争が生じていること、第二に、第1節に定める方法によって解決が得られなかったこと、第三に、第3節に規定される制限及び除外の適用対象とならないことという条件である。

南シナ海仲裁事件で、中国はこれらのすべての条件について、仲裁裁判所の管轄権に関する反論を行った。さらに、仲裁裁判所は、中国が反論の根拠とはしなかったものの、職権で取り上げた論点も検討した。管轄権に関する仲裁裁判所の判断は南シナ海仲裁事件において、第15部の下での義務的裁判に紛争を一方的に付託することを正当化するために最も重要かつ困難な論点を含んでいる。本稿では、その中で特に重要な点を取り上げることとする。

(2) 国連海洋法条約の解釈又は適用に関する紛争と

「混合紛争 (mixed dispute)」

本件では、フィリピンが提起した請求の主要な論点の一つが、「九段線」と歴史的権利の合法性又は効果に関するものであった。仲裁裁判所は、中国は従来、これらの文言の内容を明確にしてきていないと指摘している³。この2つの文言の曖昧さは、管轄権の設定のための第一の条件の認定において重要な意味を持つ。本件紛争では、海洋地形物に対する主権に関する請求と海域とそこに賦存する資源に対する管轄権に関する請求の両方を含みうるものであり、「混合紛争」と呼ばれる状況が生じている可能性がある。

「混合紛争」が国連海洋法条約の解釈又は適用に関する紛争と見なされうるか否かについては論争が続いてきた⁴。チャゴス諸島の海洋保護区に関する仲裁事件

³ *Award of 2015, supra* note 1, para. 160.

⁴ 例えば、I. Buga, “Territorial Sovereignty Issues in Maritime Disputes: A Jurisdictional Dilemma for Law of the Sea Tribunals,” *The International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 27 (2012), pp. 59-95.

は「混合紛争」に対する管轄権の問題が初めて論じられた先例である。仲裁裁判所はモーリシャスの申立のうち、2つについて、主権に関する紛争が支配的であるととし、これらについて管轄権を有さないと判断した⁵。フィリピンは、「混合紛争」についての管轄権に関する論争を十分に認識していたため、仲裁裁判に付託する紛争主題の形成に細心の注意を払ったといえる。仲裁裁判所は、フィリピンの申立のいずれも、裁判所に主権の問題に関する判断を求めるものではないと述べ、フィリピンは紛争の論点を特定することに成功しているとの見解を示した⁶。裁判所はさらに、フィリピンによって付託された紛争は南シナ海において中国が請求している海洋に対する権原の存否とその範囲に関するものであって、海洋境界に関する紛争と区別されるべきであると判断した⁷。こうして、裁判所は、第一の条件が満たされていると判断した⁸。

(3) 国際紛争の平和的解決手段の選択の自由と第 15 部第 2 節の義務的裁判

第二の条件についての中国の反論の主要な論点は、両当事者は交渉によって本件紛争を解決することに「合意」していたというものであった。この点については当事者の選択する紛争解決手段の優先を規定する第 281 条と第 282 条の適用可能性が論点となりうる。仲裁裁判所は、中国がこの主張の根拠とした ASEAN 諸国と中国の外相会議で採択された南シナ海に関する行動宣言(DOC) (2002年)、及び DOC の前後の両国の共同宣言の文書だけでなく、これらの規定に関する抗弁として仲裁裁判所が可能と考える東南アジア諸国の友好及び協力に関する条約、及び生物多様性条約についての検討も行った。裁判所が DOC、及びその他の文書に法的拘束力がないと判断したことは、これらの文書についての判断の決定的な要因となった⁹。また、東南アジア諸国の友好及び協

⁵ *Chagos Marine Protected Area Arbitration (Mauritius v. United Kingdom)*, PCA Case 2011-3, Award of 18 March 2015, paras. 209-212, 229-230, and 323.

⁶ *Award of 2015*, *supra* note 1, paras. 153-154.

⁷ *Ibid.*, para. 157.

⁸ *Ibid.*, para. 178.

⁹ *Ibid.*, paras. 212-239, 241-251, and 299-302.

力に関する条約、及び生物多様性条約も第281条及び第282条の条件を満たさないと判断した¹⁰。

(4) 第298条の下での選択的除外

2006年に、中国は、第298条の下での宣言を行い、同条で規定されるすべてのタイプの紛争を第2節の義務的管轄権の対象から除外する旨の意思を示した。したがって、仲裁裁判所は、第298条の適用の可否を検討することとなった。裁判所は2015年判断で、フィリピンの申立のうち、第1、第2、第5、第8、第9、第14、及び第15について、本案の段階まで判断を留保するとの結論に至った。第15申立以外については、第298条1項(a)(i)に規定される「歴史的湾若しくは歴史的権原に関する紛争」、又は「海洋の境界画定に関する紛争」と、第298条1項(b)に規定される「軍事的活動に関する紛争」又は「法の執行活動に関する紛争」にあたる可能性があるとし、これらの申立に関する管轄権の判断は、もっぱら先決的とは言えないと判断した¹¹。

仲裁裁判所は、2016年判断でこれらの点を最終的に判断した。第1と第2の申立について、裁判所は、中国の「歴史的権利」に基づく請求が「歴史的湾若しくは歴史的権原」という適用除外にあたるかを検討した。裁判所は、「中国はいわゆる「九段線」によって囲まれる生物資源及び非生物資源に対する権利を主張している」ものの、(島によって生じる領海を除いて)その海域を領海又は内水であると考えているわけではない」と判断した。そして、第298条1項(a)(i)の「歴史的権原」という文言の起草経緯を検討し、この「権原」は「歴史的な事情から生じる海域に対する主権の主張」に関するものであると判断した。したがって、中国が主張する「歴史的権利」は、「歴史的権原」よりも広義で、より特定性が低いと述べ、中国が主張する「歴史的権利」と「九段線」と国連海洋法条約との整合性に関するフィリピンの第1と第2の申立について管轄権を有するとの結論に至った¹²。

¹⁰ *Ibid.*, paras. 265-269, 281-289, 307-310, and 317-321.

¹¹ *Ibid.*, paras. 398, 399, 402, 405, 406, 411, and 412.

¹² *Award of 2016, supra* note 2, paras. 214, and 225-228.

第 298 条 1 項 (a)(i) の「海洋境界に関する」紛争については、仲裁裁判所は、問題になっている海洋地形物のうちのいくつかは低潮高地であり、また南沙諸島には、排他的経済水域と大陸棚に対する権原を生じさせる島はないと判断したため、海洋に対する権原の重複の可能性がないと、判断した。したがって、裁判所は、第 5、第 8、及び第 9 の申立についての管轄権を容認した¹³。

第 298 条 1 項 (b) に規定される「軍事的活動」に関する紛争の除外について、裁判所は、修正された第 11 申立、第 12 申立、裁判所が口頭手続の終了後に追加を認めた第 14 (d) 申立でフィリピンが取り上げた中国の活動の性質を検討した。これらは海洋環境の保護及び保全の義務に関する申立である。裁判所は、中国が埋立及び人工島、施設及び構築物の建設が民用目的で行われていると常に繰り返し返ってきていることを理由として、これらの申立について管轄権を有すると結論付けた¹⁴。

対照的に、仲裁手続開始後の中国の活動による紛争の悪化又は拡大に関する第 14 申立 (a)、(b)、(c) は、セカンド・トーマス礁における、フィリピン軍と中国の対峙に関するものであった。第 298 条 1 項 (b) の適用の可否は、管轄権の認定において決定的な意味を持った。裁判所は、中国のセカンド・トーマス礁とその周辺における活動、及びこの礁に駐屯するフィリピン軍との対峙の状況は「典型的に軍事的である」とし、軍事的活動の例外に当たるものと判断した。したがって、裁判所は、第 14 申立 (a)、(b)、(c) について管轄権を有しないと結論づけた¹⁵。

3. 本案に関する仲裁裁判所の判断の主要な論点

仲裁裁判所は、フィリピンの 15 の申立を、①南シナ海の海域における「九段線」と歴史的権利の主張、②南シナ海における海洋地形物の法的地位、③南シナ海における中国の活動、④両国間の紛争の悪化又は拡大、⑤両当事国の仲裁後の行動という 5 つのグループに分けて検討した。仲裁裁判所は第 5 (すなわち第 15

¹³ *Ibid.*, paras. 633, 695, and 734.

¹⁴ *Ibid.*, paras. 935-938 and 1027-1028.

¹⁵ *Ibid.*, paras. 1159-1162.

申立)については判断する必要がないとの判断をしたものの、他の申立のほとんどを認める判断をした。ここでは、その中の主要な論点を取り上げる。

(1) 「九段線」と歴史的権利に基づく中国の主張の効果

仲裁裁判所の判断の中で最初に取り上げるべき論点は、「九段線」と歴史的権利に基づく中国の主張の効果についての判断である。裁判所は、九段線によって囲まれる海域における「歴史的権利」、若しくは他の主権的権利又は管轄権に関する中国の主張は、国連海洋法条約に違反し、この条約の下で中国の海洋に対する権原が認められる地理的及び実体的限界を超えたものについては法的効果を持たない」と判断した。裁判所はさらに、「国連海洋法条約はその中で認められた限界を超えた歴史的権利、若しくは主権的権利又は管轄権に優位する」と述べている¹⁶。

(2) 南沙諸島の海洋地形物の法的地位

南シナ海における海洋地形物の法的地位に関して、仲裁裁判所は、スカボロー礁、ガヴェン礁(北)、マッケナン礁、ジョンソン礁、カルテロン礁、及びファイアリー・クロス礁については、自然に形成された陸地が高潮時でも海面上にあり、国連海洋法条約第121条1項に規定される島にあたりと判断したものの、スピ礁、ガヴェン礁(南)、ヒューズ礁、ミスチーフ礁、及びセカンド・トーマス礁については、国連海洋法条約第13条の低潮高地であると判断した。裁判所がこれらの海洋地形物の自然かつ本来の状態を検討することによって、それらの法的地位を判断したことは重要である。裁判所は、「多くの海洋地形物には重大な人為的な変更が加えられており」、「いくつかの場合、海洋地形物の本来の地位を観察することがもはや不可能である」と指摘した。そして、裁判所は、現在では重大な変更が加えられているサンゴ礁の「以前の」地位を入手可能な最良の証拠に基づいて決定するだろう」と述べた¹⁷。

¹⁶ *Ibid.*, para. 277-278.

¹⁷ *Ibid.*, para. 306.

フィリピンが判断を求めた海洋地形物で、裁判所が島と評価したもののすべてが、第121条3項の意味での岩にあたりと判断した。さらに裁判所は、南沙諸島の他の海洋地形物についても排他的経済水域と大陸棚に対する権原を生じさせるものは存在しないと判断した¹⁸。裁判所が、フィリピンが申立の中で言及しなかった海洋地形物の法的地位も判断したことは注目される。

(3) 排他的経済水域におけるフィリピンの主権的権利の尊重の義務

南シナ海において中国が行っている様々な行為に関して、仲裁裁判所は、その行為によって中国はフィリピンの排他的経済水域における主権的権利を尊重する義務に違反したと判断した¹⁹。

(4) 海洋環境の保護及び保全の義務

仲裁裁判所は、中国は以下の2つの理由により海洋環境の保護及び保全の義務に違反したと判断した。第一に、中国は、同国の国旗を掲揚する漁船の漁民が、漁業活動を行うこと、大規模に絶滅危惧種の捕獲を行うこと、及びサンゴ礁の生態系に重大な破壊的影響を与える方法でジャイアント・クラムを捕獲することを、認識し、黙認し、保護し、阻止しなかった²⁰。第二に、中国が海洋地形物における埋立、人工島、施設、及び構築物の建設を行ったことは海洋環境の保護及び保全の義務を規定する諸規定に違反する²¹。

(5) 仲裁手続の継続中に紛争を悪化又は拡大させない義務

仲裁裁判所は、中国が、この仲裁手続の継続中に南沙諸島の7つの海洋地形物における埋立、人工島、施設及び構築物の建設工事を加速化したことは両当

¹⁸ *Ibid.*, paras. B-(3), (4), (5), (6), and (7) of the *dispositif*.

¹⁹ *Ibid.*, paras. B-(8), (9), (10), and (11) of the *dispositif*.

²⁰ *Ibid.*, para. B-(12) of the *dispositif*.

²¹ *Ibid.*, para. B-(13) of the *dispositif*.

事者間の紛争を明らかに悪化させたと結論づけ、さらに、仲裁手続の継続も続けられた中国の活動を明示的に指摘している²²。

(6) 仲裁裁判所の判断の結果

本件において、フィリピンは中国の行為の違法性の認定の結果としての賠償の形式に関する申立をしなかったものの、裁判所による判断とその宣言は、南シナ海に関する紛争に重要な意味を持つといえる。

第一に、2015年判断と2016年判断によって、中国の「九段線」及び歴史的権利に関する主張の内容が明確化されたといえる。さらに、これらの主張が国連海洋法条約に違反することが認められた。

第二に、海洋地形物の法的地位の評価において、仲裁裁判所は入手可能な最良の証拠を考慮して、その本来の状態を検討した。このことは、海洋地形物に対する人為的な変更を行っても、それが当該地形物の法的地位の変更や主権及び海域に対する権原の強化をもたらさないことを示すものである。

第三に、仲裁裁判所は、フィリピンの排他的経済水域において中国が行っている様々な活動が国連海洋法条約の諸規定等²³に違反すると判断した。こうした宣言は、中国が違法性を認定された行為を差し控える義務をもたらすものであるため、重要である。

第四に、仲裁裁判所は中国の埋立等の工事について、これが海洋環境の保護及び保全の義務に違反すると判断した。その文脈で、仲裁手続開始以降加速化した中国の工事についても違法性を認めていることは注目されなければならない。

²² *Ibid.*, paras. 1177-1178 and 1181.

²³ 第8申立から第13申立のうち、中国の法執行船の活動の態様に関する第13申立についての判断で、裁判所は、国連海洋法条約第94条によって、「海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約(COLREGS)」は国連海洋法条約に編入されているとした(*ibid.*, para. 1083)。裁判所は、中国がスカボロー礁近海での同国の法執行船の行為によって、フィリピン船籍の船舶とその国民に重大な衝突の危険をもたらしたとし、COLREGSの諸規定、及びその結果として国連海洋法条約第94条に違反したと判断した(*ibid.*, para. 1109)。他の申立について、裁判所は、国連海洋法条約の規定の適用によって判断を示した。

第五に、仲裁裁判所が、UNCLOS 及び一般国際法の規則に基づいて、仲裁手続開始後に紛争を悪化又は拡大させない義務の違反を認定したことは、義務的紛争解決制度において被告国とされた国家が裁判手続に協力する義務の重要性を示すものである。裁判所がこの点について、本件手続への中国の対応を批判し、権利の濫用に関する第300条の違反も認めたことは注目されなければならない²⁴。

最後に、本件仲裁における裁判所の基本的なアプローチについて2点のコメントをしておきたい。

第一に、海洋地形物の法的地位に関する判断は、南シナ海に関する紛争の深刻な状況についての深い懸念に加えて、その仲裁判断によって紛争の解決に貢献しようとする意思と責任感を仲裁裁判所が持っていたことを示すものと考えられる。南沙諸島の海洋地形物で島と判断されるもののうち、国連海洋法条約第121条1項に規定される島の条件を満たすものがあると判断されたならば、裁判所の管轄権は限定的なものにならざるを得なかったであろう。

第二に、仲裁裁判所は、仲裁手続の開始後に紛争を悪化又は拡大させないことについての義務の違反の判断において、フィリピンの申立の修正を認め、仲裁手続開始後に中国が行った活動を審理の対象とする立場をとった。通常の国際裁判手続では、紛争付託の時点までの行為に限定して審理することが原則であることを考えると、本件における裁判所の対応は特別であるといえる。こうした対応は、仲裁手続開始後に中国が様々な活動を加速化させたことについての仲裁裁判所の深い懸念を示すものと考えられる。

4. 南シナ海仲裁事件の当事者、及び他の諸国の対応と仲裁判断後の過程の重要性

(1) 2016年仲裁判断への紛争当事国、及び他の諸国の対応

中国は、2016年判断後、即座にこれを拒否することを宣言した。フィリピンは、この仲裁判断を基本的には歓迎したものの、中国がこの仲裁判断を即座に

²⁴ *Ibid.*, para. 1179 and B-(16) of the *dispositif*.

履行することを必ずしも強く主張していない。ASEAN加盟諸国の対応は国によって大きく異なる²⁵ため、この仲裁判断の直後に開催されたASEAN諸国の外相会議では統一した宣言は出されなかった²⁶。日本、オーストラリア、及び米国は、この法的拘束力を持った仲裁判断を支持し、南シナ海に関する紛争の平和的解決にこれが貢献することを望む旨の宣言を行った²⁷。本節では、判決後の過程に関しての先例を参照しつつ、南シナ海における安全保障の確保のために進むべき方向やとるべき方策を考察する。

(2) 仲裁判断の効果と意味

国連海洋法条約第296条は第15部第2節による国際裁判所の裁判の終局性と法的拘束力を規定している。附属書VII第11条も同様に仲裁判断の終局性を規定している。これらの規定から、中国の反応の如何に関わらず、この仲裁判断それ自体は、フィリピンと中国の間で、この紛争に関してのみではあるものの法的拘束力を有する。法的な意味で、中国による仲裁判断の拒否によって仲裁判断の法的な拘束力に影響があるわけではない。

²⁵ ASEAN諸国で、南シナ海の紛争の当事者の諸国として、ヴェトナム：“Vietnam welcomes Hague ruling,” *Viet Nam News*, 12 July 2016 (<http://vietnamnews.vn/politics-laws/299460/vn-welcomes-hague-ruling.html>), インドネシア：L. Yosephine, “Indonesia urges parties to respect laws following South China Sea ruling” (<http://www.thejakartapost.com/seasia/2016/07/12/indonesia-urges-parties-to-respect-laws-following-south-china-sea-ruling.html>), マレーシア：“Malaysia, Singapore, Indonesia react to S. China Sea ruling,” *ABS-CBN News*, 13 July 2016 (<http://news.abs-cbn.com/overseas/07/13/16/malaysia-singapore-indonesia-react-to-s-china-sea-ruling>). シンガポールは南シナ海に関する紛争の当事国ではないが、仲裁判断後宣言を行った (“Singapore urges respect for court ruling on South China Sea,” 12 July 2016 (<http://www.todayonline.com/singapore/singapore-south-china-sea-ruling-reaction>)).

²⁶ <http://asean.org/sstorage/2016/07/Joint-Statement-on-the-full-and-effective-implementation-of-the-DOC-FINAL.pdf>, lastly visited on 25 June 2017.

²⁷ 日本：http://www.mofa.go.jp/mofa/press/release/press4e_001204.html), オーストラリア：“Australia supports peaceful dispute resolution in the South China Sea,” Media release, 12 July 2016 (http://foreignminister.gov.au/release/Pages/2016/jb_mr_160712a.aspx), 及び米国：S. Hunt, “South China Sea Court rules in favor of Philippines over China,” (<http://edition.cnn.com/2016/07/12/asia/china-philippines-south-china-sea/index.html>).

アークティック・サンライズ号事件で、ロシアは、国連海洋法条約附属書 VII によって組織された仲裁裁判所の手続と、これに先立つ国連海洋法条約第 290 条 5 項の下での暫定措置に関する手続に出廷しなかった。この事件の 2015 年の仲裁判断で、仲裁裁判所は、「ITLOS の命令の主文 (1) と (2) に従わなかったことにより、ロシアは国連海洋法条約第 290 条 1 項、及び第 296 条の下でのオランダに対する義務に違反した」と判断した²⁸。これは、国際裁判所の裁判の不履行が国際違法行為であることを認定した例である。

(3) 国際裁判所の裁判の履行確保のための制度の欠如

国際裁判所の裁判の法的拘束力が認められているにも関わらず、国際社会において国際裁判所の裁判の履行確保のための制度が欠如しているため、その履行は、当事国、とりわけ裁判に敗訴した国家の意思に依るところが大きい。

(4) 国際裁判所の裁判 (decision) の効果

(i) 紛争の最終的解決に向けての協力についての両当事者の意思

国際裁判所の裁判 (decision) については、履行確保の制度がないにも関わらず、ほとんどの先例で、これが履行されてきていることは注目に値する。その主要な理由は国際社会の特性によるものである。名誉と評判が重要な意味を持つ国際社会では、国際裁判所の裁判の履行の拒否は当該国の名誉は非常に傷つけるものである。国際裁判所の裁判の履行の拒否は国際義務の違反を構成するものであり、主権国家がそうした義務違反を継続することは望ましいことではない。国際裁判所の裁判の履行の拒否は直接的な結果をもたらすものではないが、長い目で見たととき、当該国の国際関係に悪影響を生む。

国際裁判所の最終的な判決又は判断の履行の際の重要な点は、当事国 (又は両当事国) がその主文に厳格に従う必要は必ずしもないという点である。様々な先例、特に領土や海洋境界画定に関する紛争の先例では、両当事者が判決や判

²⁸ *Arctic Sunrise, PCA Case No 2014-02, Award of 14 August 2015*, para. 360.

断に基づく交渉を再開し、判決又は判断後の過程を開始している。ヤン・マイエン島事件²⁹では、判決後、1995年にデンマークとノルウェーがグリーンランドとヤン・マイエン島との間の海洋境界に関する紛争の解決のための協定を締結した。この協定で、両当事国はICJの判決の文言に若干の修正を加えた境界を決定している³⁰。さらにその後、1997年11月11日には、デンマークとアイスランド、デンマークとノルウェー、アイスランドとノルウェーの間で、大陸棚と漁業水域に関する二国間の協定がそれぞれ締結された³¹。これは、紛争の当事国が、適切な場合には第三国を含め、裁判所の判決の趣旨を活かした交渉を行い、より包括的に紛争を解決した例である。

また、最終的な判決又は判断が出されなくとも、国際裁判手続をきっかけに、両当事者の交渉が進展する場合が多数みられることも指摘しなければならない。ここでは国連海洋法条約第15部の下での国際裁判手続の事例のみを簡潔に紹介する。みなみまぐろ事件では、2000年8月4日の仲裁判断で、仲裁裁判所が管轄権なしの判断を示した³²。この判断には、両当事者に対する紛争解決のための交渉の再開に関する勧告が含まれている³³。仲裁判断後、両当事者はこれに従って交渉を再開し、紛争が最終的に解決された³⁴。また、この事件の手続は、みなみまぐろ保存条約の当事国になる国の増加をもたらし、条約体制の強化につながった³⁵。

²⁹ *Maritime Delimitation in the Area between Greenland and Jan Mayen, Judgment, I.C.J. Reports 1993*, p. 38.

³⁰ C. Shulte, *op. cit.*, p. 223 and G.O. Elferink, "Bilateral agreements on the Delimitation of the Continental Shelf and Fishery Zones," 13 *The Journal of Marine and Coastal Law* 607, p. 610.

³¹ *Ibid.*, p. 607.

³² *Southern Bluefin Tuna Cases (Australia v. Japan and New Zealand v. Japan), Award, 4 August 2000, RIAA, Vol. 23 (2006)*, p. 48, para. 72.

³³ *Ibid.*, pp. 47-48, paras. 67-71.

³⁴ M. Kawano, "L'affaire du thon à nageoire bleue et les chevauchements de juridictions internationales," 49 *Annuaire Français du droit international*, Vol. 49 (2003), p. 530.

³⁵ 仲裁判断後、韓国、インドネシア、南アフリカがみなみまぐろ保存委員会に加盟した。台湾は、漁業主体台湾として拡大委員会に加盟、EUも拡大委員会に加盟、フィリピンは協力的非加盟国として参加している。条約の現状については、<https://www.ccsbt.org/en/content/orgins-convention>を参照のこと。

附属書 VII によって組織される仲裁裁判所への紛争付託とともに、国連海洋法条約第 290 条 5 項による、ITLOS の暫定措置命令が要請された事案で、暫定措置命令が当事者間の紛争解決につながった事例も見られる。ジョホール海峡事件では、暫定措置命令に従った当事者間の交渉により、紛争解決に関する協定が締結され、仲裁裁判所はこの協定の法的拘束力を確認し、仲裁手続の終了を決定する仲裁判断を出した³⁶。また、リベルタード号事件では、ITLOS の暫定措置命令後、ガーナの最高裁が、リベルタード号に軍艦としての免除を認め、これを釈放する判断を示した。これを受けて、両当事者間で紛争の解決についての合意が達成され、その後、仲裁裁判所は仲裁手続の終了に関する命令を出し、手続が終了した³⁷。

(ii) 裁判後の過程における国際組織、及び (又は) 第三国の支援

ここでは、裁判後の過程において、国際組織や第三国が両当事者の交渉に便宜を提供、及び支援した事案を紹介する。特に、西アフリカ地域の領域又は海洋境界に関する紛争の 3 つの事案は注目に値する。

国境紛争事件³⁸では、両当事者が特別合意に基づいて紛争を ICJ の小法廷に付託した。この特別合意では、両国間の国境の問題に関する判断だけでなく、3 名の専門家の任命も要請された³⁹。この国境紛争により、1985 年 12 月 25 日、両国間の武力紛争が発生したため、アフリカ統一機構 (OAU) は本件紛争の ICJ への付託の際も、両国を支援した⁴⁰。1986 年 1 月 10 日の判決後、1987 年

³⁶ *Case concerning Land Reclamation by Singapore in and around the Straits of Johor, Award on Agreed Terms, 1 September 2005, RIAA, Vol. 27, pp. 136-145.*

³⁷ *The ARA Libertad (Argentina v. Ghana), PCA Press Release, 13 November 2013* に紛争解決に至る経緯が完結にまとめられている。なお、本件については、全ての資料が <https://www.pcacases.com/web/view/65> で入手可能である。(2017 年 6 月 30 日最終アクセス)

³⁸ *Frontier Dispute (Burkina Faso/Mali), Judgment of 1986, I.C.J. Reports 1986, p. 554.*

³⁹ Special Agreement notified to the ICJ on 20 October 1983.

⁴⁰ C. Shulte, *Compliance with Decisions of the International Court of Justice* (2007), pp. 183-184.

4月9日の命令により、小法廷は専門家を任命した⁴¹。両当事者はこれらの専門家の助言を利用し、国連と OAU からの支援を受けて紛争を最終的に解決した。

領域紛争事件⁴²では、紛争の ICJ への付託の前から、国連と OAU がこの紛争の解決に深い関心を寄せていた⁴³。1994年2月3日の判決後、同年4月4日に両当事者がこの判決の履行に関する協定を締結したことを受けて、国連の安全保障理事会が、この協定の履行の監視のための国連アオゾウ帯監視団の派遣を決定した⁴⁴。1994年6月6日、リビアとチャドは、リビアのこの地帯からの撤退についての共同宣言を发出し、本件紛争は最終的に解決した⁴⁵。

カメルーンとナイジェリアの領土及び海洋の境界に関する事件⁴⁶では、2002年10月10日の判決以前から国連事務総長が、両当事者間の紛争の解決を支援する努力を行っていた。判決後、両当事者は共同コミュニケを发出し、国連事務総長に、両当事国、及び国連によって構成される混合委員会の設立を要請した⁴⁷。混合委員会での作業の結果、紛争の解決のための2つの協定が締結された。委員会は信頼醸成と国境を越えた協力の強化のための努力を支援し、振興した⁴⁸。この過程で、他の諸国からの財政的な支援が重要な役割を果たしたことも付言しておかなければならない。

⁴¹ *Frontier Dispute (Burkina Faso/Mali), Nomination of Experts, Order of 9 April 1987, I.C.J. Reports 1987, p. 7.*

⁴² *Territorial Dispute (Libyan Arab Jamahiriya/Chad), Judgment, I.C.J. Reports 1994, p. 6.*

⁴³ *Ibid.*, pp. 36-37, paras. 69-70.

⁴⁴ 両当事国の合意を受けて、事務総長と安全保障理事会は、この合意の履行、特にリビアのこの地帯からの撤退を確保する措置をとった (S/RES 907 (1994), S/RES/910 (1994), and S/RES/915 (1994))。

⁴⁵ Joint Declaration by the Great Socialist People's Libyan Arab Jamahiriya and the Republic of Chad on the withdrawal of the Libya administration and forces from the Anzou Strip, Annex I to the Report of the UN Secretary-General on the United Nations Anzou Strip Observer Group, 6 June 1994, UN doc. S/1994/672, p. 4.

⁴⁶ *Land and Maritime Boundary between Cameroon and Nigeria (Cameroon v. Nigeria: Equatorial Guinea intervening), Judgment of 2002, I.C.J. Reports 2002, p. 303.*

⁴⁷ 混合委員会について、以下を参照、M.M.M. Salah, "La commission mixte Cameroun/Nigeria, un mécanisme original de règlement des différends interétatiques," 51 *Annuaire français de droit international* 162 (2005)。

⁴⁸ United Nations Office for West Africa, Cameroon-Nigeria Mixed Commission (<http://www.un.org/unowa/cnmc>, last visited on 8 August 2008).

国際的な協力や支援が重要な役割を果たした例は、両当事国の行為の違法性が論じられる事案でも見られる。例えば、訴追か引渡の義務事件で、2012年7月20日の判決⁴⁹後、国際的な支援によって、セネガルの国内法制度の中に、特別アフリカ裁判部が設立され⁵⁰、2016年5月30日、アブレ元チャド大統領に戦争犯罪、人道に対する犯罪及び拷問についての有罪判決が出された。アブレ氏は控訴したが、2017年4月27日の判決で、強姦以外についての控訴が認められなかった⁵¹。

(5) アジアにおける紛争と国際裁判

国際裁判の結果が国際紛争の解決に大きく貢献した先例では、それぞれの地域の特別な状況と紛争当事国自身の判断が大きな役割を果たしたといえる。

アジア地域の紛争に関しては、この地域で主権の尊重が強調されることに留意が必要である。この地域では国際裁判に付託される紛争の件数が比較的少なく、紛争当事国は直接交渉によって紛争解決を図ることを好んできた。国際裁判に紛争が付託された事例でも、紛争当事国が国際裁判の判決や判断を自主的に受諾する先例がある⁵²。一方で、そうした判決や判断によって紛争が最終的には解決さ

⁴⁹ *Questions relating to the Obligation to Prosecute or Extradite (Belgium v. Senegal)*, Judgment, I.C.J. Reports 2012, p. 422.

⁵⁰ 特別アフリカ裁判部の基本的な制度については以下を参照、S. Williams, “The Extraordinary African Chambers in the Senegalese Courts,” 11 *Journal of International Criminal Justice* 1139 (2013), pp. 1139-1160.

⁵¹ “Hissène Habré, Ex-President of Chad, Is Convicted of War Crimes,” 30 May 2016, *New York Times*, <https://www.nytimes.com/2016/05/31/world/africa/hissene-habre-leader-chad-war-crimes.html>, lastly visited on 25 June 2017, “Hissène Habré, Ex-President of Chad, Loses War Crimes Appeal,” 27 April 2017, *New York Times*, <https://www.nytimes.com/2017/04/27/world/africa/court-habre-chad.html>, lastly visited on 25 June 2017, and “Court Rejects Former Chad President’s Appeal,” 27 April 2017, *Voice of Africa News*, <https://www.voanews.com/a/senegal-habre/3827780.html>, lastly visited on 25 June 2017.

⁵² ベンガル湾の海洋境界画定に関する紛争では、ITLOSの判決も仲裁判断も両当事者によって受諾された (*The Parties voluntarily accepted the Judgment or the Award in the Delimitation of the maritime boundary in the Bay of Bengal (Bangladesh/Myanmar)*, Judgment, ITLOS Reports 2012, p. 4, and the *Bay of Bengal Maritime Boundary Arbitration, Award of 7 July 2014*)。

れなかった先例が存在する⁵³。アジア地域では、義務的国際裁判制度を活用して紛争を実効的に解決するための一層の取組が求められているといえる。

終わりに：南シナ海仲裁事件と南シナ海に関する紛争

本稿の冒頭で述べたように、南シナ海に関する紛争は、様々な国家の利益が関連することが大きな特徴である。海洋地形物に対する主権及び海域に対する権原と管轄権を主張する国があるとともに、この海域の安全保障に利益を有する国家も存在する。しかし、そうした多様な利益に関わりなく、この海域における法の支配を確保することはすべての国家の共通の利益であり、そうした共通の利益を守るためのメカニズムをどのように確立するかを関係各国が検討することは重要である。私は、南シナ海仲裁事件の仲裁判断がこうしたメカニズムの確立のための交渉の基礎となることを期待する。その意味で、仲裁判断後、スカボロー礁で、フィリピン人の漁民が操業を認められるようになったこと⁵⁴や、ASEAN 加盟国と中国が、南シナ海における行動規範についてその基本的な草案に関する合意

⁵³ プレア・ビヘア寺院事件では、1962年の判決の約50年後にカンボジアが解釈請求をおこなった (in the *Temple of Preah Vihear* case, Cambodia requested the interpretation of the Judgment of 1962 almost fifty years later, *Request for Interpretation of the Judgment of 15 June 1962 in the Case concerning the Temple of Preah Vihear (Cambodia v. Thailand) (Cambodia v. Thailand)*, Judgment, I.C.J. Reports 2013, p. 281)。リギタン島とシバダン島事件では、両当事国がこの判決を受諾し、島の帰属は決定されたものの、その周辺の海洋の境界に関する紛争はまだ解決されていない (*Sovereignty over Pulau Ligitan and Pulau Sipadan (Indonesia/Malaysia)*, Judgment, I.C.J. Reports 2002, p. 625)。ペドラ・ブランカ事件では、両当事国は判決を受諾し、問題となった海洋地形物周辺での両国間の協力体制を構築したが、その後、マレーシアが、新たな外交文書の発見を理由に判決の見直しの請求をおこなった (*Application for revision of the Judgment of 23 May 2008 in the Case concerning Sovereignty over Pedra Branca/Pulau Batu Puteh, Middle Rocks and South Ledge (Malaysia/Singapore) (Malaysia v. Singapore)*, 2 February 2017)。

⁵⁴ C. Woody, "A most welcome development' in the South China Sea may not be all that it seems," *Business Insider*, 1 November 2016, <http://www.businessinsider.com/china-philippines-relations-scarborough-shoal-fishing-access-2016-11> and R. Paddock, "Chinese Vessels Leave Disputed Fishing Grounds in South China Sea," *The New York Times*, 28 October 2016, <http://www.nytimes.com/2016/10/29/world/asia/south-china-sea-scarborough-shoal.html>, lastly visited on 25 June 2017.

に至った⁵⁵というニュースは、喜ばしいことである。ただし、この合意の内容は公表されておらず、COCの具体的な内容がどのようなものになるかについて今後も注目していかなければならない。南シナ海仲裁事件の仲裁判断後の紛争解決に向けた過程は始まったばかりである。

⁵⁵ L. Zhou, “China and Asean agree to draft code of conduct in South China Sea,” *CNBC*, 18 May 2017, <http://www.cnbc.com/2017/05/18/china-and-asean-agree-to-draft-code-of-conduct-in-south-china-sea.html> and Panda, “China, ASEAN Come to Agreement on a Framework South China Sea Code of Conduct,” *The Diplomat*, 19 May 2017, <http://thediplomat.com/2017/05/china-aasean-come-to-agreement-on-a-framework-south-china-sea-code-of-conduct>, and [t-framework-for-code-of-conduct](http://thediplomat.com/2017/05/china-aasean-come-to-agreement-on-a-framework-south-china-sea-code-of-conduct)